

登録教習機関の技能講習業務の休止の公示について

下記の機関より、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和47年労働省令第44号、以下「登録省令」という。）第23条の2の規定に基づき技能講習業務休止届出書が提出されたので、登録省令第25条の3の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録教習機関の名称 建設業労働災害防止協会
- 2 登録教習機関の住所 東京都港区芝5丁目35番2号
- 3 登録教習機関の代表者の職氏名 会長 今井 雅則
- 4 事務所の名称及び所在地 建設業労働災害防止協会 富山県支部  
富山県富山市水橋入部町字元禄4-62
- 5 休止する技能講習業務の範囲 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- 6 休止年月日 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

令和7年3月27日

富山労働局長

